

鳥取県公報

令和5年5月2日(火) 第9494号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (235) 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (236) 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (237) 手数料の収納事務の委託 (238) (食肉衛生検査所) 家畜検査手数料等の徴収事務の委託 (239) (家畜防 土地改良区の役員の就退任 (240) (東部農林事務所 基本測量の終了 (2件) (241・242) (県土総務課) 指定障害福祉サービス事業者の指定 (243) (西部総	(〃) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
\Diamond	公	告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課)・・ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察	
\Diamond	調達生	告	一般競争入札の実施(鳥取県立中央病院)・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • 6
\Diamond	正	誤	令和5年3月30日付鳥取県人事委員会規則第26号中語	汀正・・・・・・・・・・・9

告示

鳥取県告示第235号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変更年月日
とみます医科・歯科クリニック	米子市富益町3533-2	令和5年4月1日

鳥取県告示第236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3-10	令和5年3月31日

鳥取県告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団大谷医院	八頭郡八頭町宮谷221-5	令和5年4月1日

鳥取県告示第238号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり 委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社鳥取県食肉センター

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第239号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料 の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合

2 委託した手数料

次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの

- (1) 令和5年鳥取県告示第116号(ヨーネ病検査等の実施について)で命じた検査のうち、ヨーネ病及び牛ウ イルス性下痢の検査に係る手数料
- (2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例 (昭和47年鳥取県条例第9号) 第3条各号に掲げる業務に係る手数料
- 3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第240号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が 退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月2日

仁 鳥取県東部農林事務所長 鈴 木

退任した役員の氏名及び住所

理事山本 誠 鳥取市江津638

浜 橋 謙 二 IJ 鳥取市江津685

村上 力 鳥取市江津1287

新田一郎 鳥取市江津679

IJ 魚崎 勇 鳥取市江津610

監事青木充宏 鳥取市江津668

"松浦典慶 鳥取市江津631

令和5年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 魚 﨑 勇 鳥取市江津610

新田一郎 鳥取市江津679 IJ

亮 鳥取市江津1134 IJ 吉田

松本憲二 鳥取市江津602

浜 橋 謙 二 鳥取市江津685

監 事 石 原 淳 一 鳥取市江津397

IJ 浜 橋 正 教 鳥取市江津682

令和5年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第241号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和5年3月31日

鳥取県告示第242号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和5年3月31日

鳥取県告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称		障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社あゆ	米子市博労町一	ヘルパーステーショ	米子市博労町一丁目	居宅介護、重度訪	令和5年5
ん企画	丁目74	ンあゆん	74	問介護	月1日
社会福祉法人	鳥取市立川町五	社会福祉法人鳥取こ	米子市東町177	就労定着支援	
鳥取こども学	丁目417	ども学園エミライズ			IJ
園					
社会福祉法人	米子市一部555	あそしえ	米子市福万148-3	11	"
博愛会				"	"

公

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設 置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和5年5月2日から同年7月3日まで公衆の縦覧に 供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和5年7月3日までに知事に意 見書を提出することができる。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 治

1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 澁谷 仁志 島根県安来市赤江町1448-1

2 大規模店舗の名称

(仮称) フーズマーケットホック両三柳店

3 大規模店舗の敷地の所在地

米子市両三柳17ほか

4 大規模店舗の用途

物販店舗

5 大規模店舗の総床面積

3,655平方メートル

6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日

令和5年7月31日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市糀町一丁目160)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和5年5月2日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年6月4日	倉吉市葵町690-1	トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
午前9時から午前	倉吉市営射撃場			
11時30分まで				
令和5年6月12日	西伯郡南部町鴨部933			5人
午後1時から午後	米子国際射撃場	"	"	
4時まで				
令和5年6月26日				
午後1時から午後	"	"	"	"
4時まで				

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年6月6日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	5人
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	
2時30分まで			する実包	
令和5年6月13日				
午前10時から午後	JJ	II	"	IJ
2時30分まで				
令和5年6月20日	11	11	,,	IJ
午前10時から午後		,,	"	"

2時30分まで				
令和5年6月27日				
午前10時から午後	n	"	"	"
2時30分まで				
令和5年6月27日	岡山県真庭市仲間1810			3人
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	"	"	
まで				

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110) 又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品等の名称及び数量

ノート型コンピュータの賃貸借 一式

- ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコン (借入) 230台
- イ 病院ネットワーク接続用ノートパソコン(借入) 140台
- ウ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコン(借入) 25台
- エ ソフトウェアライセンス (購入) 一式
- (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年1月1日(月)から令和9年12月31日(金)までとする。ただし、令和6年度以降において、こ の公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部 を解除できるものとする。

(4) 納入期限等

納入期限は、令和5年12月28日(木)とする。ただし、賃貸借料及び保守費用は令和6年1月1日(月)か ら支払うものとする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額(以下「入札価格」という。)は、(1)アからウまでに掲げる借入物品の借入費用、 導入設定費用、設置費用及び導入後48月間の保守費用並びに借入期間終了後の作業に要する費用(ハード ディスクのデータ消去作業並びに借入物品の撤去、搬出及び処分その他の作業に要する費用を含む。)並び に(1)エの購入物品の購入費用及び導入設定費用の合計額を48で除して得た月額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額 は、契約申込金額(課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とし、併せて内訳に 消費税及び地方消費税の額を記載するとともに、賃貸借料と保守費用についてその内訳を記載すること。

また、消費税及び地方消費税の税率は、借入期間を通して10パーセントとする。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関 する申請書類を令和5年5月9日(火)までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加す るための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条 第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(1)に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納 入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである こと。
- 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271 (内線2792)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年5月2日(火)から同月23日(火)までの間に鳥取県立中央病院のインターネッ トのホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/) から入手すること。ただし、これによ り難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

令和5年5月2日(火)から同月23日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

令和5年6月12日(月)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとす

イ 場所 鳥取県立中央病院 7階 カンファレンス室1

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。郵送等による第2回目以降の入札に参加を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、 「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ 入れ、密封して提出すること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合 することを証明する書類及び2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5 年5月23日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上 の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平 成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札 保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付し なければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代 えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11号) 第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを 落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあ ると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認 められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: leasing computer and software, 395 Set
 - (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 23 May, 2023
 - (3) Time-limit for the submission of tenders: 1:00 PM, 12 June, 2023 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 11:00 AM, 12 June, 2023)
 - (4) Please contact for the notice: Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL 0857-26-2271 ex. 2792

正

令和5年3月30日付鳥取県公報号外第32号の鳥取県人事委員会規則第26号(管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 15

欄 改正後の欄

行 16

誤 課長

正 課長(児童相談所の課長を除く。)

頁 15

行 28から35まで

誤

		ョン部長 看護師長					
	鳥取療育園	園長 課長補佐 (庶務に関		鳥取療育園	園長	<u>次長</u>	

	中部療育園	する事務を行う課長補佐に 限る。) 園長 課長補佐(庶務に関 する事務を行う課長補佐に 限る。)	中部	療育園	園長	次長	
正	·	•	 •				
	略	ョン部長 看護師長	略				